

松田町住宅取得促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定住促進及び地域経済の活性化に資するため、松田町において住宅を新たに建築若しくは購入した者に対して、その費用の一部につき、予算の範囲内において住宅取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 取得住宅 専ら自己の居住の用に供するために松田町内（以下「町内」という。）に、新築又は売買により取得された住宅をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの及びアパートなど賃貸を目的とするものは除く。
- (2) 居住 相当の期間にわたり、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に、当該居住者が住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (3) 中古住宅 第1号に規定する取得住宅のうち、過去に住居として使用されていた住宅をいう。

(交付対象者及び奨励金の額等)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、町内に住宅を新たに建築又は購入した者であって、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 取得住宅の延べ床面積が50平方メートル以上であること
- (2) 取得住宅に10年以上居住すること
- (3) 交付申請時において、奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び同居している者に町

税並びに使用料等の滞納がないこと

2 奨励金の額は、10万円とする。

(奨励金の交付申請)

第4条 申請者は、奨励金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 取得住宅の所有者が確認できるもの(建物の登記事項証明書の写し等)

(2) 取得住宅の床面積が確認できるもの

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(取得住宅が中古住宅であり、購入時に売主から同書類の交付を受けていない場合を除く)

(4) 前号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請は、1人1回限りとする。

(交付申請の基準日及び期限)

第5条 奨励金の交付申請となる基準日及び期限は、次のとおりとする。

(1) 申請基準日は、住宅を取得した日又は住民票を異動した日のいずれか遅い日とする。

(2) 申請期限は、前号の基準日から6月以内とする。

(奨励金の交付決定)

第6条 町長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当と認めるときは、奨励金交付決定通知書(第2号様式)をもって通知する。なお、奨励金を交付しないときは、奨励金不交付決定通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

2 本奨励金は、交付申請の時期が事業完了後であるため、規則第17条の規定により、実績報告及び奨励金の額の確定の手続を省略するものとする。

(奨励金の交付請求)

第7条 前条の交付決定を受けた申請者が奨励金の交付を請求しようとするときは、奨励金交付請求書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（決定の取り消し及び奨励金の返還）

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 奨励金の交付申請に虚偽があったとき。

（2） 正当な事由がなく、奨励金の交付を受けてから10年を経過する前に、取得住宅に居住しなくなったとき。

（3） この要綱及び関係法令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書（第5号様式）により、申請者に通知しなければならない。

3 町長は、奨励金の全部又は一部を取り消した場合において、奨励金の当該取り消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、奨励金返還通知書（第6号様式）により、期限を定めて返還を求めるものとする。

（適用除外）

第9条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の適用を受けることができないものとする。

（1） 松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）に定める暴力団員及びその者を含む世帯に属する者

（2） 町内で実施される公共工事に伴う移転補償により補てんを受けた取得住宅

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の松田町住宅取得促進奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行期日前に申請された取得住宅については適用せず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第 3 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所用の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。